

宝塚市内の個人事業主の皆様へ

宝塚市は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、要件を満たした個人事業主を対象に、1ヶ月分の事業所等賃料を補助します。

**補助額 1ヶ所あたり上限10万円
(複数の場合は上限20万円)**

※共益費及び対象事業所等のために賃貸借している駐車場代等は除きます。

申請のご相談はこちらへ

TEL : 0797-78-6850 (平日9時~17時30分)

申請方法

市HP検索窓にページID「1038019」を入力、もしくは二次元コードを読み取り、該当ページから申請してください。



※電子申請ができない方に限り、郵送での申請可。

対象者 (要件)	対象者の基本要件は次のすべてに該当する場合です。 ① 宝塚市内で事業所等を賃借している個人事業主で、令和2年4月1日以前より事業所等の賃貸借契約を締結中であること。 ② セーフティネット保証5号の指定業種に該当すること。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月以降の任意の月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること。 ※③か④のいずれかの要件 ④ 開業から1年に満たない場合、交付申請を行う月の前月の売上高が、最も売上高が多かった月と比較して20%以上減少していること。 ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。 ⑥ 各市税の滞納がない、又は分納や猶予措置等の手続きをしている、もしくは手続きを行う意思があること。
申請期間	令和2年5月19日(火)~令和2年7月31日(金)
申請書類	① 申請書兼請求書(郵送の場合)※電子申請の場合は必須項目入力 ② 事務所等の賃貸借契約書の写し(事務所等の所在地、契約者の氏名及び捺印、月額賃料がすべて確認できるもの) ③ 直近の賃借料を支払ったことがわかる書類の写し(領収書の写し等) ④ 金融機関名(コード)、店番号、口座名義人、預金種別、口座番号等が確認できるものの写し(通帳やキャッシュカードの写し等) ⑤ 申請者の氏名、居住地の住所、生年月日がわかる本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、健康保険証等) ⑥ 事業を営んでいることがわかる書類の写し(許認可証、開業届、確定申告書の損益計算書等のいずれか) ⑦ 令和2年3月以降の任意の月の売上高がわかる書類及び前年同月の売上高がわかる書類の写し

問い合わせ・申請書送付先 〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

宝塚市 商工勤労課 事業所等賃料補助金担当